

開催年月日 平成31年3月4日（月）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 知事 高橋 はるみ

質 問 内 容	答 弁 内 容
一 障害者総合支援法と介護保険制度の適用関係について （一）介護保険で適切な給付が受けられない場合について 障害者総合支援法第7条は他法優先について規定しており、障がい福祉サービスを受けてきた方が、65歳をもって介護保険に移行させられ、これまで度々問題となってきました。広島高裁岡山支部は、65歳の誕生日に介護保険の申請をしなかった方の障がい福祉サービスを岡山市が打ち切ったことを違法と断じ、判決が確定しました。障がい福祉サービスから、介護保険に移行した場合、その認定によって、サービス量が縮小させられる場合があります。また、介護保険が貸与する車イスは既製品しか認められず、障がい者の身体状況に個別に対応することはできません。これらのように、介護保険に移行することによって、適切なサービスが受けられなくなる場合、どのように対応するのか伺います。 （二）利用料免除制度について 障害者総合支援法においては、住民税非課税世帯は自己負担がありません。介護保険は一般的には利用料が1割から3割かかりますが、障がい福祉サービスから移行した場合、昨年4月から新たな利用料軽減制度が作られ、非課税であること、障害支援区分が2以上であること、障がい福祉サービスを5年以上受けていること、この3つの条件がすべて満たした時のみ、利用料が免除されるとしております。この制度によって、どれだけの人が利用料の免除を受けたのか、新たに利用料負担が発生した人がどれだけいるのか、把握する必要があると考えますが、いかがか、伺います。 （三）国の技術的助言の解釈について 障害者総合支援法から介護保険に移行するにあたり、非課税、障がい支援区分2以上、障がい福祉サービスを5年以上うけていることのすべてを満たすことが条件になりますが、期間が5年に満たない場合、低所得でも利用料の減免を受けられません。 自己負担の発生を避けるために、介護保険に移行せず、障がい福祉サービスを申請することがあります。厚労省が2015年3月31日に、都道府県に対する技術的助言として「その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする」としています。「介護保険利用料の負担が重い」ということは、この通知の障がい福祉「サービス利用を必要とする理由」に含まれるのか、伺います。	【知事】 障がい福祉サービスから移行する際の介護保険での対応についてであります。障害者総合支援法では、他法の優先適用が原則となっており、個々のケースに応じ、障がい特性や、生活の状況なども考慮し、これまで受けていた障がい福祉サービスに相当する支援が、介護保険サービスにより受けることができるかを、市町村において適切に判断することとなっております。このため、市町村においては、利用者の意向を十分把握をし、介護保険サービスの支給量が不足する場合や、介護保険では適用できないサービス内容となる場合に、障がい福祉サービスとの併用等により、対応しているところであります。 【知事】 利用者負担に係る償還制度についてであります。この制度は、5年以上、障がい福祉サービスを利用していた低所得の方に対し、一定の条件の下、介護保険サービスが適用されても、その利用者負担が生じないよう、新たに創設された仕組みであります。市町村においては、65歳に到達される方に対し、償還制度の周知などと併せて、利用者の意向を十分に把握をし、必要なサービスの調整が行われていると聞いています。なお、市町村における介護保険サービスへの移行を不服とした道への審査請求はないところでありますが、昨年4月創設された新たな制度であることから、その対応状況などについて、市町村のご意見を伺うなどして、把握してまいりたいと考えています。 【知事】 65歳到達後のサービスの利用についてであります。市町村では、これまで受けていた障がい福祉サービスに相当する支援が介護保険サービスにおいて受けることができるかどうかを適切に判断をし、必要なサービスを利用させていただくこととしているところであります。また、生活維持が困難な方に対する利用者負担については、障がい福祉サービスでは、償還制度により実質的な負担が生じないようにするとともに、介護保険サービスでは、事業者である社会福祉法人による減免措置が設けられ、各々の軽減措置により対応しているところであります。

質 問 内 容	答 弁 内 容
再(三)国の技術的助言の解釈について 私が質問をしたのは、国から都道府県への技術的助言にサービス利用を必要とする理由は多様だ、一律に介護保険を優先するものではない、ということであり、障がい福祉サービスから介護保険に移行すると、利用料負担をめぐってトラブルがたびたび起きているということからも、介護保険利用料の負担が重いということが、障がい福祉サービスを必要とする理由に含まれるのかということでもあります。ただいまの答弁は、含まれるかどうか不明であります。改めて伺います。介護保険利用料負担が重いことが、障がい福祉サービスを必要とする理由に含まれるのか、含まれないのか、端的にお答えください。 生活維持が困難かどうかということがあるにせよ、たとえば、介護保険で同じだけのサービスを利用料を支払ってでも受けていても、それは介護サービスを受けなければ生きていけないから受けるのであって、他の生活を切り詰めて、たとえば食事を切り詰めるとか、暖房を下げるとか、そういった努力の中でサービスを受けているという人もいますから、生活全般をきちんとみて、利用料負担が重いということも、その人が障がい福祉サービスを必要とする理由だというふうにきちんと受け止めていただきたい、ということについて強調しておきたいと思います。 (四) 65歳での障害福祉サービスの一方的打ち切りについて 介護保険でのサービス量の上限や利用料負担の問題などがあったために、障がい者は障がい福祉サービスを受けることを希望し、市町村が介護保険に移行させようとして、度々トラブルが起きてきました。全国的には、65歳で障がい福祉の申請をした人に対して、介護保険の申請をするように勧奨している市町村が83%にも上っています。障がい者が65歳になっても障がい福祉サービスを希望し、介護保険の申請を行わない場合、一律に介護保険サービスを優先させるべきではなく、障がい福祉サービスを打ち切るような対応はあってはならないと考えますが、いかがか、対処方針をお伺いします。 この問題は、障がい福祉サービスを使うのか、介護保険サービスを使うのかという判断を市町村が決定するということで、本人の意向が十分に尊重されない場合があるとかいうことと思っています。 市町村の一方的な判断で、介護保険への移行を強制しないように、是非道から連絡をしていただきたいというふうに思います。	【知事】 65歳到達後の介護保険の適用についてであります。障がい福祉サービスから、介護保険サービスへの移行については、利用者負担の多寡をもって判断するのではなく、障がい特性や、世帯構成、収入状況など、生活の状況なども考慮し、障がい福祉サービスに相当する支援が介護保険サービスにおいて受けることができるかどうかを市町村において、適切に判断することとなっているところであり、必要なサービスが利用できるよう、取り扱っているものと考えます。なお、生活維持が困難な方の利用者負担については、先程お答えを申し上げたとおり、それぞれのサービスにおいて、軽減措置が講じられているところです。 【知事】 高齢となった障がいのある方々のサービス利用についてであります。障がい福祉サービスを利用されていた方の65歳到達後のサービス利用に当たっては、市町村において、利用者の意向を十分把握をし、個々のケースに応じ、適切な利用決定がなされることが重要であります。道といたしましては、障がいのある方々が高齢となっても、地域において必要なサービスを引き続き利用することができるよう、実地指導や地域の協議会の場など、あらゆる機会を活用して、市町村に対し、周知徹底を図るとともに、利用者の相談対応を行う相談支援専門員や、介護支援専門員などとの連携を深め、利用者への丁寧な制度説明を行うよう求めるなど、制度の適切な運用について働きかけてまいります。